

# 士別市新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

平成27年11月

士別市

# 目 次

I	はじめに.....	1
1	新型インフルエンザ等特別措置法の制定.....	1
2	士別市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について.....	3
II	基本の方針.....	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略.....	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	4
	(1) 発生段階に応じた対応.....	5
	(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策.....	6
	(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策.....	6
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	7
	(1) 基本的人権の尊重.....	7
	(2) 危機管理としての特措法の性格.....	7
	(3) 関係機関相互の連携協力の確保.....	7
	(4) 記録の作成・保存.....	7
4	新型インフルエンザ等発生時の士別市の被害想定.....	7
	(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について.....	7
	(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について.....	9
5	行動計画の主要項目.....	10
	(1) 実施体制.....	10
	(2) サーベイランス・情報収集.....	11
	(3) 情報提供・共有.....	12
	(4) 予防・まん延防止.....	13
	(5) 予防接種.....	14
	(6) 医療.....	17
	(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	17
6	対策推進のための役割分担.....	17
	(1) 国の役割.....	17
	(2) 北海道の役割.....	18
	(3) 市の役割.....	18
	(4) 医療機関の役割.....	18
	(5) 指定地方公共機関の役割.....	19
	(6) 登録事業者の役割.....	19

(7) 一般の事業者の役割.....	19
(8) 市民の役割.....	19
Ⅲ 対策.....	21
1 発生段階の概要.....	21
(1) 発生段階の考え方.....	21
(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について.....	21
2 各段階における対策.....	23
2-1 未発生期.....	23
(1) 実施体制.....	23
(2) サーベイランス・情報収集.....	24
(3) 情報提供・共有.....	24
(4) 予防・まん延防止.....	25
(5) 予防接種.....	26
(6) 医療.....	26
(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	26
2-2 海外発生期.....	28
(1) 実施体制.....	28
(2) サーベイランス・情報収集.....	29
(3) 情報提供・共有.....	29
(4) 予防・まん延防止.....	30
(5) 予防接種.....	30
(6) 医療.....	31
(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	31
2-3 道内未発生期.....	32
(1) 実施体制.....	32
(2) サーベイランス・情報収集.....	33
(3) 情報提供・共有.....	33
(4) 予防・まん延防止.....	34
(5) 予防接種.....	34
(6) 医療.....	35
(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	35
2-4 道内発生早期.....	36
(1) 実施体制.....	36

(2) サーベイランス・情報収集.....	37
(3) 情報提供・共有.....	37
(4) 予防・まん延防止.....	37
(5) 予防接種.....	38
(6) 医療.....	38
(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	39
2-5 道内感染期.....	40
(1) 実施体制.....	40
(2) サーベイランス・情報収集.....	41
(3) 情報提供・共有.....	41
(4) 予防・まん延防止.....	41
(5) 予防接種.....	42
(6) 医療.....	42
(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	42
2-6 小康期.....	45
(1) 実施体制.....	45
(2) サーベイランス・情報収集.....	46
(3) 情報提供・共有.....	46
(4) 予防・まん延防止.....	46
(5) 予防接種.....	46
(6) 医療.....	47
(7) 市民生活・市民経済の安定の確保.....	47

# I はじめに

## 1 新型インフルエンザ等特別措置法の制定

※<sup>1</sup>新型インフルエンザは、過去に約 10～40 年周期で発生しており、ほとんどの人が免疫を持たないため、その都度世界的な※<sup>2</sup>パンデミック（大流行）となり、人類に対し甚大な健康被害と社会経済の低下をもたらしてきました。

平成 21 年 4 月には、新型インフルエンザがメキシコや米国等で確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されました。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病原性は季節型インフルエンザ並みでありましたが、国内では一時的に医療資源や物資のひっ迫がみられました。

また、未知の感染症である※<sup>3</sup>新感染症の中で新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性も懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があります。

このようなことから、国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（公布日：平成 24 年 5 月 11 日、施行日：平成 25 年 4 月 13 日、以下「特措法」という。）を制定しました。

---

### 《用語解説》

※<sup>1</sup>新型インフルエンザ：感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

※<sup>2</sup>パンデミック：感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウィルスに対する免疫を持っていないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

※<sup>3</sup>新感染症：感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、すでに知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

特措法では、<sup>※4</sup>病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性が高い新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務」、「新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置」を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

---

《用語解説》

<sup>※4</sup>病原性：新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力などを総合した表現。

## 2 士別市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

国は特措法に基づいた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成 25 年 6 月に、また、北海道においても「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「道行動計画」という。)を平成 25 年 10 月に作成しました。

これらの行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、病原性の高低の違い等様々な状況でも対応できるよう選択肢と、市町村における行動計画を作成する際の基準等を示しています。

市では、特措法以前に、国や道の計画に準じて平成 21 年 9 月に「士別市新型インフルエンザ行動計画」を作成してきましたが、特措法制定にともない改めて市民生活の安心安全を守るため、新型インフルエンザ等対策における本市の基本的方針や役割などを定めるため「士別市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成します。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下のとおりです。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## Ⅱ 基本的方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能で、地球規模で大量の人が短時間に移動する現代にあって世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられません。

また、国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会経済が破たんする恐れがあり、こうした事態に至ることがないように、国や道の計画の目的に準じ、次の2点を主たる目的とします。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

ア 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。

イ 流行のピーク時の患者数を少なくし、医療体制の負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにします。

(2) 市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

ア 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。

イ 業務継続計画を作成、実施し、医療提供の業務並びに市民生活及び経済の安定に関係する業務の維持を図ります。

### 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねないとしています。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつ

つ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に考え、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市行動計画は、以上のような政府行動計画や道行動計画の考え方と整合を図りつつ、本市のこれまでの取り組みや地域性、さらには特措法の本市の役割を踏まえ、行動計画を策定したものです。以下は政府行動計画や道行動計画に即した基本的考え方です。

#### (1) 発生段階に応じた対応

##### ア 未発生期

(ア) 国、道等との連携により情報を収集し地域における医療体制の整備への協力、予防接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を行います。

##### イ 海外発生期

(ア) 道等との連携により病原体の国内および市内侵入の時期をできる限り遅らせません。

##### ウ 道内未発生期

(ア) 道内、市内への侵入をできるだけ遅らせるために、市民へ感染予防対策について積極的に情報提供を行います。また、道内、市内発生に備えた体制の準備を急ぎ、予防接種体制が整い次第速やかに開始します。

##### エ 道内発生早期

(ア) 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。  
(イ) 道が行う医療対策に協力します。  
(ウ) 道と協力してまん延防止対策等に取り組みます。

##### オ 道内感染期

(ア) 国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活、市民経済の維持のために最大限の努力を行います。

(イ) 社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。

(ウ) 事態によっては、土別市の実情等に応じて、政府や道の新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにします。

#### カ 小康期

(ア) 国、道、事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。

(イ) 第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

### (2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

ア 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。

イ すべての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討します。

ウ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。

### (3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市、指定（地方）公共機関の対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い<sup>※5</sup>SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

---

#### 《用語解説》

※5 SARS（サーズ）：重症急性呼吸器症候群は、サーズコロナウィルスにより引き起こされる感染症。新型肺炎とも呼ばれた。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市の行動計画は、政府、道の行動計画を基本として、市の基本方針や役割を定めたものです。新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときには、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画や国が定めるガイドラインに即して対策を推進します。

この場合において次の点に留意した対応をします。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、法令の根拠を前提に、不要不急の外出の自粛等の要請や、学校、興行場等の使用制限、医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、市民の権利や自由に制限が加わることが想定されます。

その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するうえで必要最小限のものとすることや、実施にあたっては、基本的人権を尊重し、市民への十分な説明と理解が得られるよう努めます。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法の運用については、あくまで万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるようになっています。

新型インフルエンザ等が発生しても、その病原性の程度や、抗インフルエンザウィルス薬等の有効性の有無により、緊急事態の措置が不要の場合も考えられ、必ずしもこれらの措置を取るものではないことに留意します。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、北海道対策本部等と相互に緊密な連携を図り推進していきます。

#### (4) 記録の作成、保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、士別市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）においては実施に係わる記録を作成し、保存し、公表します。

### 4 新型インフルエンザ等発生時の士別市の被害想定

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザ等は発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染

経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。

しかし、<sup>※6</sup>鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い<sup>※7</sup>致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザウィルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは困難です。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や道の考え方に準拠し、次のとおり推計しました。

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウィルス薬等による医学的介入の影響及び効果や、現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしています。

---

#### 《用語解説》

<sup>※6</sup>鳥インフルエンザ：一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウィルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウィルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

<sup>※7</sup>致死率：（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

＜新型インフルエンザ等の被害想定＞

	国	北海道	名寄保健所管内	士別市
感染者数	32,000,000 人 (人口の 25%)	1,420,000 人 (対国人口比 4.45%)	18,000 人 (対国人口比 0.055%)	5,450 人 (対国人口比 0.024%)
最大 受診者数	25,000,000 人 (CDC FluAid 使用)	1,100,000 人 (対国人口比 4.45%)	13,800 人 (対国人口比 0.055%)	4,260 人 (対国人口比 0.024%)
最大 入院患者数	530,000 人 (CDC FluAid 使用)	24,000 人 (対国人口比 4.45%)	300 人 (対国人口比 0.055%)	90 人 (対国人口比 0.016%)
最大入院 患者数/日	101,000 人 (CDC FluAid 使用)	4,500 人 (対国人口比 4.45%)	60 人 (対国人口比 0.055%)	20 人 (対国人口比 0.016%)
死亡者数 (中等度)	170,000 人 (感染者の 0.53%)	7,600 人 (感染者の 0.53%)	100 人 (感染者の 0.53%)	30 人 (感染者の 0.53%)
死亡者数 (重度)	640,000 人 (感染者の 2%)	28,400 人 (感染者の 2%)	360 人 (感染者の 2%)	110 人 (感染者の 2%)

※名寄保健所管内＝71,630 人、士別市＝21,787 人（平成 22 年 10 月国勢調査）

※国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値

感染者数は、第 7 回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の 25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国 CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0）による。

※入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限を基に推計。

※入院患者数は、流行が 8 週間続くという仮定のもと、中等度（アジアインフルエンザ規模）の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から 5 週目の推計値。（重度はスペインインフルエンザ規模）

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画における「新型インフルエンザ等による社会への影響について」の想定に準拠し以下のとおり想定しました。

ア 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患します。その後 1 週間から 10 日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）、職場に復帰すると想定されます。

イ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5%程

度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家庭の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 5 行動計画の主要項目

市行動計画による対応を（１）実施体制、（２）※<sup>8</sup>サーベイランス・情報収集、（３）情報提供・共有、（４）予防・まん延防止、（５）予防接種、（６）医療、（７）市民生活・市民経済の安定の確保の 7 つの分野に分けて以下のとおり定めます。

### （１）実施体制

ア 土別市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）の開催  
新型インフルエンザ等流行時には、社会機能を維持するため、全庁一体となった取り組みが求められることから、新型インフルエンザ等発生前の準備段階から、庁内での情報共有や行動計画の見直しなどを行うために市連絡会議を開催します。

市連絡会議は、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に基づき、市対策本部を立ち上げたときには、本部の補助組織「土別市新型インフルエンザ等対策本部危機管理部」に移行します。

### イ 市対策本部の設置

特措法の規定内容により、国が緊急事態宣言を行った場合は、市町村長は直ちに、対策本部を設置することが義務付けられたことから、土別市においても、平成 25 年 3 月 22 日に「土別市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、対策本部に関して必要な事項を「土別市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営等に関する要綱」に決めました。

---

### 《用語解説》

※<sup>8</sup>サーベイランス：見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

士別市新型インフルエンザ等対策本部	士別市新型インフルエンザ等対策本部危機管理部 (本部の補助組織)
(本部長) 市長 (副本部長) 副市長 教育長	(危機管理部長) 保健福祉部長 (危機管理副部長) 保健福祉部次長 総務部次長
(本部員) 総務部長、市民部長、 保健福祉部長、経済部長、建設水道部長、生涯 学習部長、市立病院事務局長、朝日総合支所長、 消防長	(危機管理部員) 市民部次長、健康長寿推進室長、 こども・子育て応援室長、経済部次長、 建設水道部次長、朝日総合支所次長、 生涯学習部次長、市立病院事務局次長、消防署長
(事務局) 健康長寿推進室保健福祉センター	(事務局) 健康長寿推進室保健福祉センター

#### ウ 業務継続計画

必要最小限の市民サービスを維持するために、庁内各部において作成する業務継続計画に基づいて対応します。

#### エ 広域的連携

名寄保健所管内の広域的な連携を図るため、道（名寄保健所）が設置する名寄保健所管内新型インフルエンザ等対策連絡会に参加し、情報の共有化に努めます。

### (2) サーベイランス・情報収集

国、道が道内のサーベイランス体制の構築等を行います。市は積極的にこれらの情報を収集するとともに関係者や市民に迅速かつ定期的に提供します。

#### ア 海外で発生した段階から道内の患者数が少ない段階

市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。

#### イ 道内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

道は、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取り組み等

に協力します。

#### ウ サーベイランスの活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用します。

#### エ 鳥類、豚における<sup>※9</sup>インフルエンザウィルスのサーベイランス

市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

### (3) 情報提供・共有

市、道、国、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、情報共有や情報の受取手の反応に留意します。

#### ア 情報提供手段の確保

市は、感染予防と感染拡大防止のため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民に新型インフルエンザ等に関する正確な情報提供をしながら、予防に関する知識についても分かりやすい内容を工夫しながら市のホームページを含めた媒体を用いて提供するとともに関係機関や団体を通じ周知します。また、情報提供にあたっては、高齢者や障がい者等の要援護者への伝え方を十分に工夫します。

---

#### 《用語解説》

<sup>※9</sup>インフルエンザウィルス：インフルエンザウィルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウィルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

#### イ 発生前における市民等への情報提供

市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、道等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。

学校、保育所等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市は教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について園児、児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

#### ウ 市民の情報収集の利便性の向上

市は、発生時の情報提供体制については、関係省庁の情報、道の情報、市の情報、指定地方公共機関の情報などを、集約して総覧できるようホームページ上に掲載します。

#### エ 情報提供体制

市は、提供する情報の内容について統一を図り、集約して発信するため、広報担当者を中心とした広報担当チームを設置します。提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとります。

### (4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめ、社会、経済機能を破たんに至らせないことが重要です。

まん延防止の考え方として、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保します。また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行います。

#### ア 個人における対策

新型インフルエンザの予防について、手洗い、うがい、症状のある時や人混みでのマスク着用や咳エチケットを励行するとともに、十分な休養や栄養摂取など基本的な感染予防の実施や感染者に接触しないための個人単位での感染予防、感染拡大防止対策の周知徹底を図ります。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道より不要不急の外出をしないことを要請されるため、市は最低限の食料や日用品等を各家庭における備蓄を推奨するなど、国、道と連携してその取り組みに努めます。

## イ 地域、職場における対策

市は、道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう周知します。新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道から必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われます。市は、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

## (5) 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめ、社会、経済を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要です。

予防接種には特定接種と住民接種がありますが、特定接種はより優先して行われます。

## ア 特定接種

### (ア) 特定接種

特定接種とは、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。

### (イ) 特定接種の対象となり得る者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者。
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### (ウ) 基本的な接種順位

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d それ以外の事業者

### (エ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定します。

### (オ) 接種体制

- a 実施主体

#### (a) 国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実

施に携わる国家公務員

(b) 北海道

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

(c) 土別市

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法（新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の特定接種）

(a) 原則として集団的接種とします。

(b) 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行います。

b 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定による新臨時接種として行います。

(イ) 対象者の区分

以下の 4 つの群に分類されますが、柔軟な対応が必要となることから発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

(a) 基礎疾患を有する者

(b) 妊婦

b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウィルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第 46 条第 2 項を我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることからこうした考え方を踏まえ国が

決定します。

- A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- (a) 若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- (c) 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### (工) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになりますが、一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種またはそれぞれを組み合わせる等、接種が円滑に行われるように、接種に必要な医師等の確保については関係団体の協力により確保するなど、接種体制の構築を図ります。

## (6) 医療

市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である道が中心となって行うことから、市は道からの要請に応じてその対策に協力します。

## (7) 市民生活・市民経済の安定の確保

国では、新型インフルエンザの流行規模について、全人口の 25%が罹患し、流行が約 8 週間程度続くものと想定しています。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%が欠勤すると想定しているため、社会経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することができなくなるおそれがあるとしています。

この影響を最小限にできるよう市は、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し十分な準備を行います。

特に、高齢者世帯、障がい者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、食事提供等）は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について準備を進めます。

## 6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策については、政府行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における本市の役割は、国、道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

### (1) 国の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

ウ 対策の実施にあたっては、医学公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

## (2) 北海道の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応をします。

ウ 市町村と緊密な連携を図ります。

## (3) 市の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

イ 市は、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

ウ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

## (4) 医療機関の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

イ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、道知事に報告します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

ア 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となります。

イ 新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

イ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。

ウ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様にマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需

品等の備蓄を行うよう努めます。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## Ⅲ 対策

### 1 発生段階の概要

#### (1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

市行動計画においては、国内発生早期と国内感染期を市内発生段階における対策を考慮する上で分類し、未発生期、海外発生期、道内未発生期、道内発生早期、道内感染期、小康期の6つの段階に分類します。

各段階の移行については、必要に応じて国と協議のうえで道が判断することとしており、士別市においては、各段階に応じて市行動計画で定められた対策を実施することになります。

#### (2) 緊急事態宣言について

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、緊急事態宣言を行い、必要な措置を講ずるとされています。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態措置の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定されます。緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づいて市長は、市行動計画で定めるところにより、直ちに市対策本部を設置し、対策について国や道と十分に協議しながら対応します。

《発生段階》

	(国)	(道・市)	状 態
発 生 段 階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期 ～ 国内感染期	道内未発生期	国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		道内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## 2 各段階における対策

【2-1 未発生期】

### 2-1 未発生期

状態： 1 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウィルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 1 発生に備えて体制の整備を行う。 2 国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方： 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず行動計画等を踏まえ、国、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して、市民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行います。 3 国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。

#### (1) 実施体制

##### ア 市行動計画等の作成

市は、特措法および政府行動計画に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、業務継続計画の策定を行い必要に応じて見直していきます。

〔全庁〕

##### イ 体制の整備および国、道との連携強化

(ア) 市は、市行動計画のほか、業務継続計画について市連絡会議等を通じて関係職員に周知を図るとともに、発生時に備えた行動実施手順(マニュアル)を作成します。

〔全庁〕

(イ) 市は、名寄保健所などの関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施します。

〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

(ア) 市は、国、道、国際機関等からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、鳥インフルエンザ等の動物間での感染やそれらの人への感染状況等に関する国内外の最新の情報を収集します。〔総務部、保健福祉部、市民部〕

(ウ) 市は、市内の養鶏、養豚施設等の情報把握に努めます。〔経済部〕

\* 主な情報収集源 \*

世界保健機関（WHO）、内閣官房、厚生労働省および関連機関、国立感染症研究所、農林水産省および関連機関、道、北海道感染症情報センターなど。

イ 調査、研究

市は、必要に応じて、国、道が行う調査、研究に協力するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう、職員の研修や市町村間との連携等体制整備を図ります。〔関係部〕

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

(ア) 市は、ホームページや広報、チラシなど各種広報媒体を活用し、新型インフルエンザ等（鳥インフルエンザ等の動物間での感染についても含む）に関する基本的な情報や発生した場合の対策などに関する情報提供を継続的に行います。〔総務部、保健福祉部、経済部、市民部〕

(イ) 市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。〔保健福祉部〕

イ 体制整備

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるために士別市保健福祉センターに相談窓口（コールセンター）を設ける準備を進めます。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、道や関係機関等とメールや電話を利用して、さらに可能な限りの担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築します。〔保健福祉部〕

## 【2-1 未発生期】

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含めた利用可能な複数の媒体、機関を利用する）、情報の受取手側の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行います。〔総務部、保健福祉部〕

(エ) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当を中心とした広報担当チームの設置の準備を進めます。〔総務部、関係部〕

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

(ア) 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的感染予防の知識を全段階において普及します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、市民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、道の<sup>\*10</sup>「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。〔保健福祉部、関係部〕

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。〔関係部〕

#### イ 地域対策、職場対策

(ア) 市は、地域や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

---

### 《用語解説》

\*10 帰国者・接触者相談センター：発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

【2-1 未発生期】

(イ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。〔関係部〕

(5) 予防接種

ア 特定接種

(ア) 基準に該当する事業者登録への協力

- a 市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。〔保健福祉部、総務部〕
- b 市は、道の特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等の事業者に対する登録作業に係る周知に協力します。〔保健福祉部、総務部〕
- c 市は、特定接種の対象となる本市職員を把握し、国の要請に応じて集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築します。〔総務部、保健福祉部、市立病院、関係部〕

イ 住民接種

(ア) 市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえてワクチン需要量を把握します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう道と連携を図ります。〔保健福祉部、総務部〕

(イ) 市は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に国、道や上川北部医師会、事業者、学校関係者等と協力して接種に携わる医療従事者の態勢や未発生期接種の場所、接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。〔総務部、保健福祉部、教育委員会、市立病院、市民部〕

(6) 医療

市は、道が行う帰国者・接触者外来の準備や、搬送体制等に協力します。〔保健福祉部、消防本部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

ア 物資、資材の備蓄について

【2-1 未発生期】

(ア) 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備します。〔総務部、保健福祉部〕

イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

(ア) 市は、道と連携し道内感染期において生活支援が必要とされる高齢者、障がい者等の要援護者の範囲を決定します。〔総務部、保健福祉部〕

(イ) 市は、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて具体的支援を検討します。〔総務部、保健福祉部、市立病院〕

ウ 火葬能力等の把握

(ア) 市は、道とともに火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握、検討を進めます。〔市民部、総務部〕

2-2 海外発生期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>2 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>3 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ol>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努めます。</li> <li>2 市内発生に備えて体制の整備を行います。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いですが、その場合は病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置を取ります。</li> <li>2 対策の判断に役立てるため、国、道などを通じて海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。</li> <li>3 海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、道内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。</li> <li>4 国内発生および市内発生を遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、道内、市内発生に備え、市民生活、経済安定のための準備、予防接種の準備等、体制整備を急ぎます。</li> </ol>

(1) 実施体制

ア 本市の体制強化等

(ア) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は市連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。〔全庁〕

(イ) 市は、国、道から情報収集を行うほか、上川北部医師会、市内医療機関等と情報共有、連携強化を図ります。〔保健福祉部、市立病院〕

(ウ) 市は、国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、行動計画に基づく準備をします。〔全庁〕

## 【2-2 海外発生期】

(工) 市は、海外において罹患した場合の状況が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。〔保健福祉部〕

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

市は、国、道、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集します。〔保健福祉部〕

#### イ 道内の感染症サーベイランス

市は、学校、保育所等でのインフルエンザの集団発生 of 把握情報について積極的に情報収集し、把握に努めます。〔教育委員会、保健福祉部〕

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策（市内の帰国者・接触者外来、道の帰国者・接触者相談センターの設置等）などを周知します。

〔保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、国内発生した場合に必要な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供して、市民へ注意喚起を行います。

〔総務部、保健福祉部、市民部、関係部〕

(ウ) 市は、情報の提供に当たっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努めます。

〔全庁〕

#### イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し的確な状況把握を行います。

〔保健福祉部〕

#### ウ 相談窓口（コールセンター）の設置

市は、道からの要請に応じ、新型インフルエンザ等に関する相談窓口（コールセンター）を土別市保健福祉センター内に設置し、国のQ&A等に基づき適切な情報を提供します。〔総務部、保健福祉部、市民部、関係部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 感染症の危険情報の周知等

(ア) 市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知します。〔関係部〕

(イ) 市は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、道、事業者等と相互に連携して広く周知します。〔関係部〕

(ウ) 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。〔総務部、保健福祉部〕

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、国等が行うワクチンの生産等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築を進めます。〔保健福祉部〕

イ 接種体制

(ア) 特定接種

a 市は、道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行います。〔保健福祉部〕

b 市は、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行います。〔総務部、保健福祉部、市立病院、関係部〕

(イ) 住民接種

a 市は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条の規定により、住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して接種体制の準備を行います。〔保健福祉部〕

b 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう土別市保健福祉センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種(期間を決め集中的に接種)や、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象に応じた接種体制を構築します。〔保健福祉部、市立病院〕

## 【2-2 海外発生期】

### ウ 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に積極的に情報提供を行います。〔保健福祉部〕

### (6) 医療

市は、道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力します。〔保健福祉部、消防本部〕

### (7) 市民生活・市民経済の安定の確保

#### ア 事業者の対応

市は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策の順位に係わる要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。〔保健福祉部、関係部〕

#### イ 一時的な遺体安置施設等

市は、火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を行います。〔市民部、総務部〕

2-3 道内未発生期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>2 道内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>3 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ol>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の道内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生が遅延と早期発見に努めます。</li> <li>2 道内発生に備えて体制の整備を行います。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。</li> <li>2 医療体制や感染拡大防止策について道と連携して、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</li> <li>3 市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を行います。</li> <li>4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</li> </ol>

(1) 実施体制

ア 士別市新型インフルエンザ等連絡会議の開催

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は市連絡会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

〔全庁〕

イ 緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を示します。

また、緊急事態措置を実施すべき期間と区域を公示します。

〔全庁〕

## 【2-3 道内未発生期】

### ウ 士別市新型インフルエンザ等対策本部の設置

(ア) 市は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。〔全庁〕

(イ) 市は、道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知します。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(ウ) 市は、本市を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。〔全庁〕

※ 士別市を含む北海道を対象とする「緊急事態措置」が発せられた場合の対応は、事項「道内発生早期」に記載します。

### (2) サーベイランス・情報収集

市は、道等が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。また国、道等からの要請に応じ、市内の学校、保育所等におけるインフルエンザ様症状による臨時休業等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力します。〔保健福祉部、教育委員会〕

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や市内発生した場合に必要な対策等についてマスメディアの活用を基本に、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。〔保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策、感染が疑われまた患者となった場合の対応（受診方法等）を周知します。

〔保健福祉部、関係部〕

#### イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

〔保健福祉部〕

【2-3 道内未発生期】

ウ 相談窓口（コールセンター）等の体制の充実、強化

（ア）市は、士別市保健福祉センター内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口（コールセンター）の体制の充実強化を図ります。〔保健福祉部、総務部〕

（イ）市は、要援護者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや福祉課・介護保険サービス事業所等の関係機関や民生委員児童委員等と連携して周知を図ります。

〔保健福祉部〕

（4）予防・まん延防止

ア 市は、国、道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に努めます。

〔保健福祉部〕

イ 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

〔保健福祉部、総務部〕

（5）予防接種

ア 住民接種

（ア）市は、国が示す接種順位により、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図り、住民接種を開始します。

〔保健福祉部、総務部、市立病院、関係部〕

（イ）市は、接種の実施に当たり上川北部医師会等と連携して、士別市保健福祉センターなどの公的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定めて集中的に接種）や、個別接種により接種対象者に応じた接種を行います。

〔保健福祉部、教育委員会、市立病院、関係部〕

イ 住民接種の広報、相談

市は、病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については個人の意思に基づく接種であり、市はワクチン接種の機会を確保するとともに、接種の勧奨と必要な情報の積極的な周知に努めます。

〔保健福祉部、関係部〕

**ウ 緊急事態宣言がされている場合**

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

〔保健福祉部、関係部〕

【2-3 道内未発生期】

(6) 医療

市は、道が主に行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国、道からの要請に応じてその取り組みに協力します。

〔保健福祉部、市立病院〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、市民への呼びかけなどに努めます。

〔保健福祉部、関係部〕

2-4 道内発生早期

<p>状態：</p> <p>1 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <p>1 道内（市内）での感染拡大をできる限り抑えます。</p> <p>2 患者に適切な医療を提供します。</p> <p>3 感染拡大に備えた体制の整備を行います。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1 感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。</p> <p>2 道が行う医療体制や感染拡大防止策に連携、協力し、市民一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</p> <p>3 市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を急ぎます。</p> <p>4 住民接種を早期に開始できるよう準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</p>

(1) 実施体制

ア 市は、道内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに市連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

〔全庁〕

**イ 緊急事態宣言がされている場合**

(ア) 市対策本部の設置

a 市は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。〔全庁〕

b 市は、本市を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。〔全庁〕

c 市は、道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知します。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

## 【2-4 道内発生早期】

### (2) サーベイランス・情報収集

市は、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校、保育所等での集団発生の把握に協力します。〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 市は、道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して、国内や道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等についてわかりやすく、できる限り迅速に情報提供します。

〔総務部、保健福祉部〕

(イ) 市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校や保育施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

#### イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な情報把握を行います。

〔保健福祉部〕

#### ウ 相談窓口（コールセンター）の体制充実、強化

(ア) 市は、道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、土別市保健福祉センターに設置した相談窓口（コールセンター）体制を充実強化します。

〔総務部、保健福祉部〕

(イ) 市は、国からQ&Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。〔保健福祉部〕

### (4) 予防・まん延防止

ア 市は、国、道等からの要請に応じ、事業者や市民への感染対策の周知や、学校、保育施設の休校措置等への対策や取組等に協力します。

〔保健福祉部、教育委員会、経済部、関係部〕

イ 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。〔総務部、保健福祉部〕

**ウ 緊急事態宣言がされている場合**

(ア) 市は、道が、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。

〔関係部〕

(イ) 市は、道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。

〔保健福祉部、教育委員会〕

(ウ) 市は、道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

〔保健福祉部、関係部〕

(エ) 市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組等に協力します。

〔関係部〕

(5) 予防接種

ア 住民接種

(ア) 市は、国が示す接種順位により、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図り、住民接種を開始します。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

(イ) 市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

(ウ) 市は、接種の実施に当たり、国、道と連携して、全市民が速やかに接種できるような接種体制をとります。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

**イ 緊急事態宣言がされている場合**

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

〔保健福祉部、関係部〕

(6) 医療

市は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、帰国者・接触者外来や医療機関の周知や搬送体制等に協力します。

〔保健福祉部、消防本部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防策の周知や市民への呼びかけに努めます。  
〔保健福祉部、経済部、関係部〕

**ア 緊急事態宣言がされている場合の市の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(ア) 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。  
〔建設水道部、関係部〕

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。  
〔全庁〕

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

〔経済部、関係部〕

2-5 道内感染期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>2 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ol>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康被害を最小に抑えます。</li> <li>2 医療体制を維持します。</li> <li>3 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えます。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染拡大を防ぐため、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えます。</li> <li>2 道と連携して、道が主に行う医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等についての周知や、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため、積極的な情報提供を行います。</li> <li>3 事業所の欠勤者の増大が予測されますが、市民生活や市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動ができる限り継続します。</li> <li>4 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整いしだい実施します。</li> <li>5 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図ります。</li> </ol>

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

市は、市連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。〔全庁〕

イ 緊急事態宣言

(ア) 市は、国により緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。

〔全庁〕

(イ) 本市を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。

〔全庁〕

## 【2-5 道内感染期】

(ウ) 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。〔全庁〕

### (2) サーベイランス・情報収集

ア 市は、引き続き、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に協力します。〔保健福祉部、教育委員会〕

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市対策本部を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、市民への広報を継続します。

〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、道と連携して、引き続き個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう流行状況に応じた市内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知します。

〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

#### イ 情報共有

市は、国、道、関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。〔保健福祉部〕

#### ウ 相談窓口（コールセンター）等の体制充実、強化

(ア) 市は、市民からの相談の増加に備え、士別市保健福祉センターに設置した相談窓口（コールセンター）体制を継続します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

〔保健福祉部〕

### (4) 予防・まん延防止

ア 市は、国、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や、公共交通機関での感染予防対策の周知及び学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力します。

〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

【2-5 道内感染期】

イ 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。  
〔保健福祉部、総務部〕

**ア 緊急事態宣言がされている場合**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(ア) 市は、道と連携し、積極的に情報収集するとともに協力します。

〔保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は道が行う、学校、保育所等や施設等に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）や感染予防対策の徹底の要請等に協力します。

〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

(5) 予防接種

**ア 緊急事態宣言がされていない場合**

(ア) 国が示す接種順位により、引き続き予防接種をします。

(イ) 市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

**イ 緊急事態宣言がされている場合**

市は、住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく臨時の予防接種を行います。  
〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

(6) 医療

**ア 在宅で療養する患者への支援**

(ア) 市は、道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

〔保健福祉部、消防本部、市民部、市立病院、関係部〕

(イ) 市は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ市内の医療体制の情報提供や市民への周知等に協力します。

〔総務部、保健福祉部、市立病院、関係部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や、市民へ買占め等

## 【2-5 道内感染期】

をしないよう消費者としての適切な行動についての呼びかけ等に取り組みます。

〔総務部、保健福祉部、関係部〕

### ウ 緊急事態宣言がされている場合

#### (ア) 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔建設水道部、関係部〕

#### (イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。〔全庁〕

#### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

a 市は、道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔経済部、関係部〕

b 市は、道等と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。〔経済部、関係部〕

#### (エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、道からの要請に応じ、国、道と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

〔総務部、保健福祉部、市立病院、市民部〕

#### (オ) 埋葬、火葬の特例等

a 市は、道からの要請に応じ、国、道と連携し、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させます。〔市民部〕

【道内感染期】

- b 市は、道からの要請に応じ、国、道と連携し、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。〔市民部、関係部〕
- c 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において火葬または、埋葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市以外の市町村長による火葬または埋葬の許可等の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。〔市民部、総務部〕
- d 市は、道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域的手配や遺体の搬送の手配等の実施について協力します。〔市民部、総務部〕

2-6 小康期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少して、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>2 大流行はいったん収束している状況。</li> </ol>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図ります。</li> <li>2 第一波の収束及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。</li> <li>3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。</li> <li>4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。</li> </ol>

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

市は、新型インフルエンザ等対策本部危機管理部において情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。〔全庁〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小又は中止します。〔全庁〕

ウ 対策の評価、見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、市行動計画等の必要な見直し等を行います。〔全庁〕

エ 対策本部の廃止

市は、国において緊急事態解除宣言がなされ、本部長が必要ないと認めた時に対策本部を廃止します。〔全庁〕

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

市は、国、道、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を積極的に収集します。〔保健福祉部〕

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市は、引き続き、利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、市民等から寄せられた問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを行います。〔保健福祉部、関係部〕

イ 相談窓口（コールセンター）等の体制の縮小

市は、国、道からの要請を踏まえて、土別市保健福祉センターに設置した相談窓口（コールセンター）から通常の相談体制へ戻します。〔保健福祉部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 市は、国、道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について市民に周知します。〔保健福祉部、経済部、関係部〕

イ 市は、市民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。〔総務部、保健福祉部〕

(5) 予防接種

ア 住民接種

市は、流行の第二波に備えて、新臨時接種を進めます。〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国、道と連携して、第二波に備えて、特措法に基づく住民接種を行います。〔保健福祉部、市立病院〕

(6) 医療

市は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ協力します。

〔保健福祉部、関係部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道等と連携し、食料品、生活関連物資の価格の高騰や、買占め及び売り惜しみが生じない様に事業者に引き続き要請します。また、市民へ買占め等をしないよう消費者としての適切な行動についての呼びかけ等に取り組みます。

〔保健福祉部、経済部、関係部〕